

神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会 令和 5 年度 安全確保計画部会
及び 令和 5 年度 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会

都市再生安全確保計画等の改定概要

令和 6 年 3 月

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会事務局

説明事項

- 1 「都市再生安全確保計画」の改定
- 2 「帰宅困難者対策計画」の改定
- 3 「帰宅困難者誘導マニュアル」の改定 ※第二版のポイント
 - (1) 総則
 - (2) 基本方針
 - (3) 実施体制
 - (4) 「駅とその周辺地域」から「一時退避場所」への誘導
 - (5) 「一時退避場所」から「一時滞在施設」への誘導
 - (6) 資機材

1 「都市再生安全確保計画」の改定

1 「都市再生安全確保計画」の改定事項

■ 帰宅困難者の誘導體制の整備に伴う修正

- 帰宅困難者支援システム（令和6年4月運用開始）
 - ・ p20 7-6 (1) システムを利用した帰宅困難者誘導體制を明記
 - ・ p23 9-2 令和6年4月にシステムを運用開始する旨を記載
- 帰宅困難者誘導マニュアル 第二版（令和6年3月）
 - ・ p23 9-2 マニュアル第二版策定について記載

■ 都市再生安全確保施設の時点修正

- 一時滞在施設の追加（1施設）
 - ・ p19 7-3 (2) 施設数と収容人数を修正
 - ・ p26~27 9 【別図表】 施設（兵庫県私学会館）を追記

2 「帰宅困難者対策計画」の改定

2 「帰宅困難者対策計画」の改定事項

■ 帰宅困難者の誘導體制の整備に伴う修正

- 帰宅困難者支援システム（令和6年4月運用開始）
 - ・ p17 6（3） システムを利用した帰宅困難者誘導體制を明記
- 帰宅困難者誘導マニュアル 第二版（令和6年3月）
 - ・ p5 3（2）③ マニュアル第二版策定について記載

3 「帰宅困難者誘導マニュアル」の改定

(1) 総則

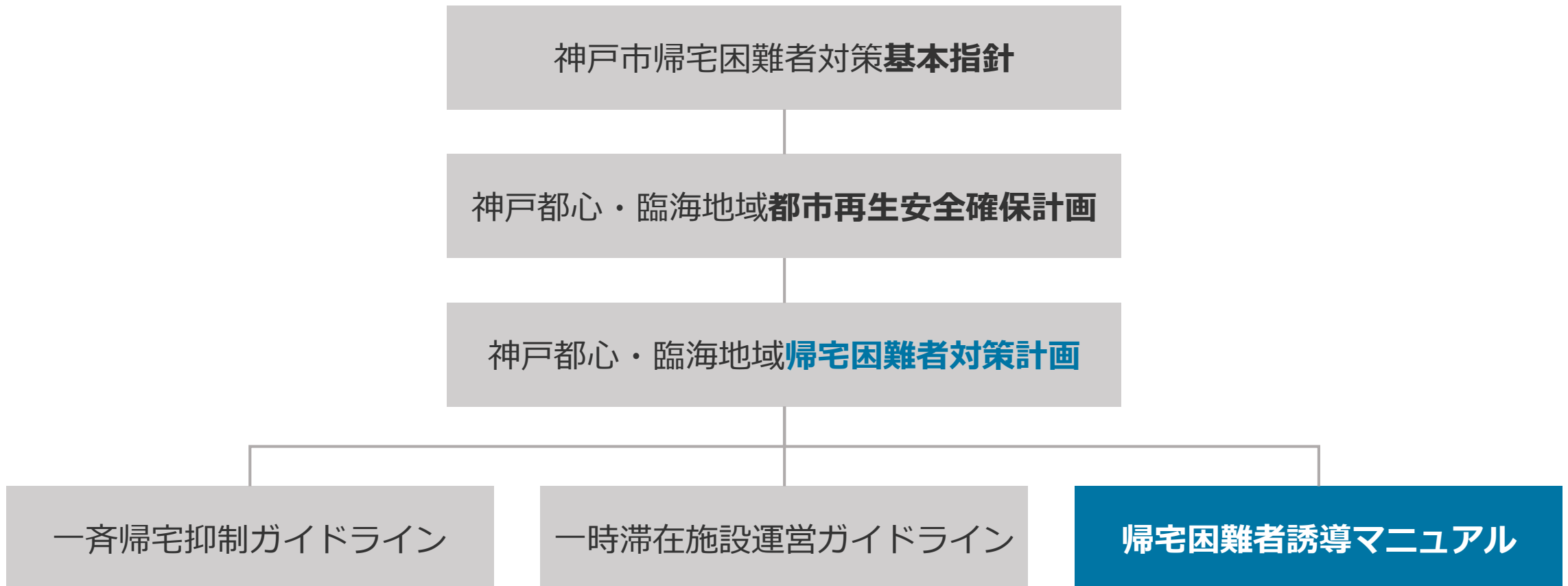
目的

- 地震等により広域的に公共交通機関が停止し、膨大な帰宅困難者が発生した際に、駅周辺に帰宅困難者等を集中させず、地域の混乱を最低限に留められるよう、地域全体での共助により帰宅困難者を適切に誘導する実施体制や手順等を定める。

→ 「**地域全体での共助**」という文言を追記

本マニュアルの位置づけ

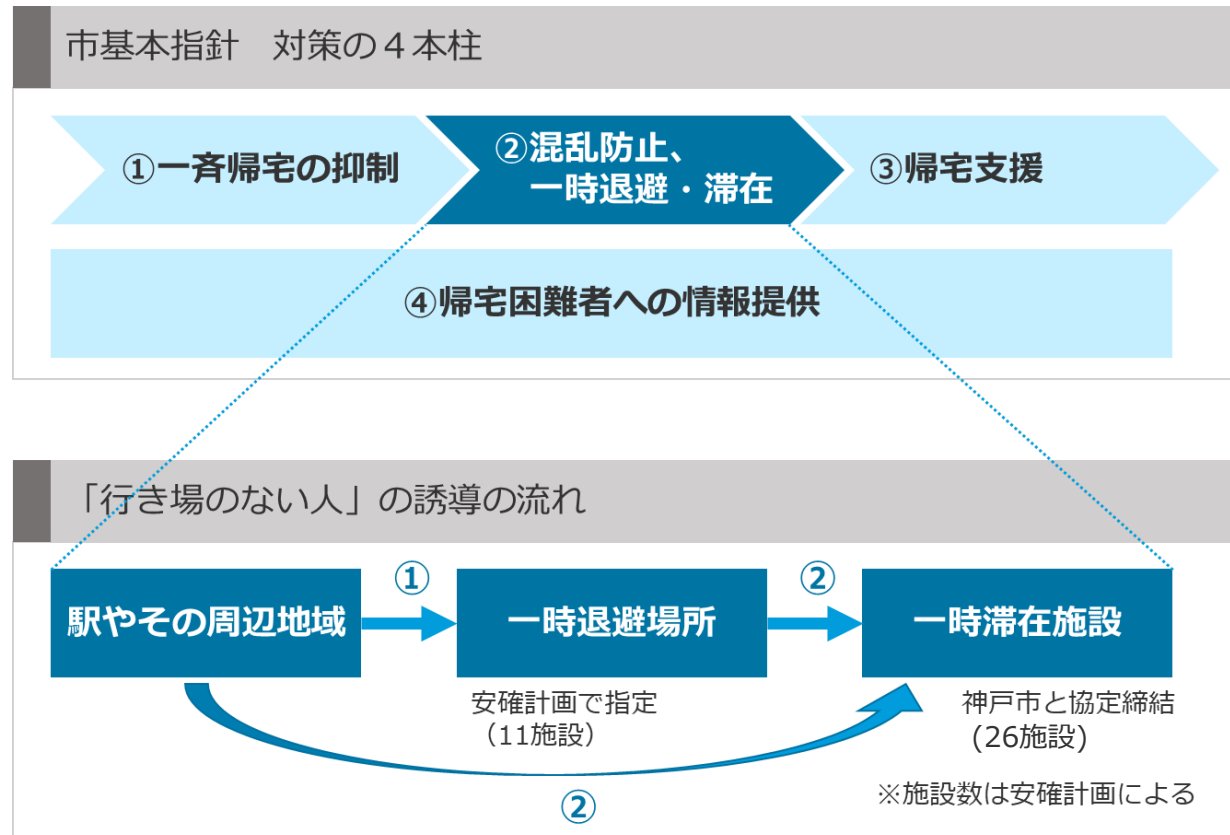
- 帰宅困難者対策計画の関連マニュアルと位置づけ、帰宅困難者の誘導に係る実施体制や手順等を定める。



(2) 基本方針

誘導の基本方針

- 駅やその周辺地域に滞留する多くの「行き場のない人」による混乱を防止するため、「混乱防止、一時退避・滞在」を行う。
- 「混乱防止、一時退避・滞在」対策の1つとして、「行き場のない人」を対象に誘導を行う。



(3) 実施体制

関係者と役割

■ 神戸市

- 帰宅困難者支援システムの起動、LINEオープンチャットでの要請

■ 民間警備会社

- 警備員による誘導 [【駅とその周辺地域→一時退避場所】](#)

■ 一時滞在施設協力事業者

- 開設登録、帰宅困難者の受付手続き [【帰宅困難者支援システム】](#)

■ 協議会員

- 帰宅困難者支援システム二次元コード掲示 [【デジタルサイネージ、大型ビジョン等】](#)

■ 帰宅困難者

- 一時滞在施設の利用登録、徒歩移動

[【自身のスマートフォンで帰宅困難者支援システム利用】](#)

No.	機関等名	役割
1	神戸市	<ul style="list-style-type: none">○一時滞在施設の開設要請（LINEオープンチャット）○帰宅困難者支援システムの起動○一時滞在施設の開設状況の確認（帰宅困難者支援システム）○協議会員への帰宅困難者支援システム二次元コード掲示依頼（LINEオープンチャット）
2	民間警備会社	<ul style="list-style-type: none">○緊急輸送道路以外の避難経路上の歩行者の退避誘導を行う。○警察機関と調整・連携し、緊急輸送道路上に案内・誘導に必要な資機材を配置する。
3	一時滞在施設協力事業者	<ul style="list-style-type: none">○一時滞在施設の開設判断○一時滞在施設の開設○一時滞在施設の開設報告（LINEオープンチャット）○一時滞在施設の開設登録（帰宅困難者支援システム）○帰宅困難者の受付手続（帰宅困難者支援システム）
4	協議会員	<ul style="list-style-type: none">○帰宅困難者支援システム二次元コード掲示（デジタルサイネージ、大型ビジョン等）

No.	機関等名	役割
5	帰宅困難者	<ul style="list-style-type: none">○帰宅困難者支援システム二次元コードの読み取り○帰宅困難者支援システムへのログイン○開設中の一時滞在施設の確認、利用登録○利用登録した一時滞在施設への移動○一時滞在施設での受付手続き <p>(※いずれも、自身のスマートフォンで帰宅困難者支援システムの利用による対応)</p>

情報連絡体制

■ 2つの手段

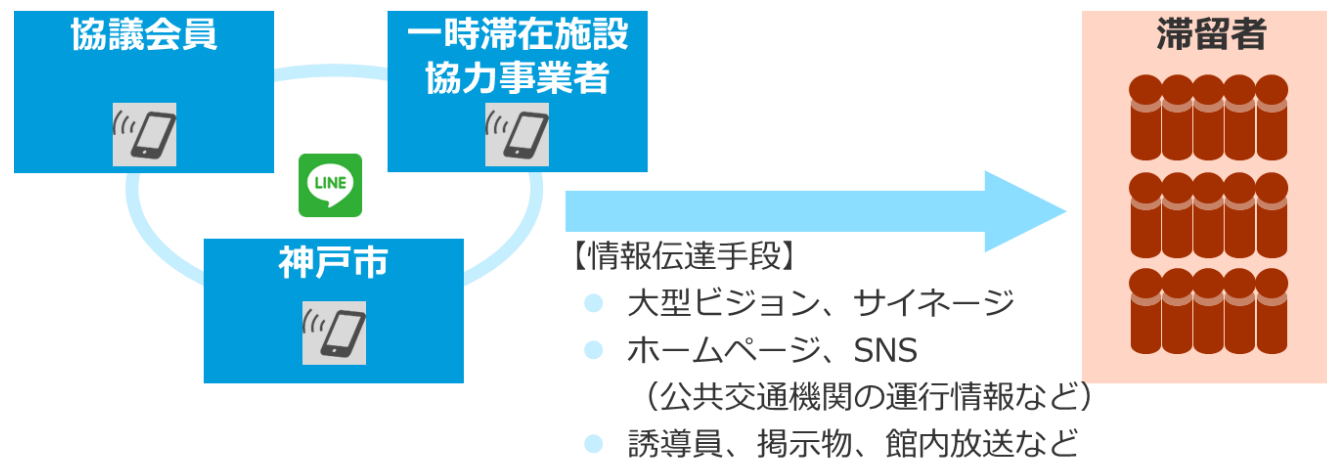
- LINEオープンチャット (令和4年度試行、令和5年度導入)
- 帰宅困難者支援システム (令和5年度構築、令和6年度導入)

■ 取り扱う情報項目

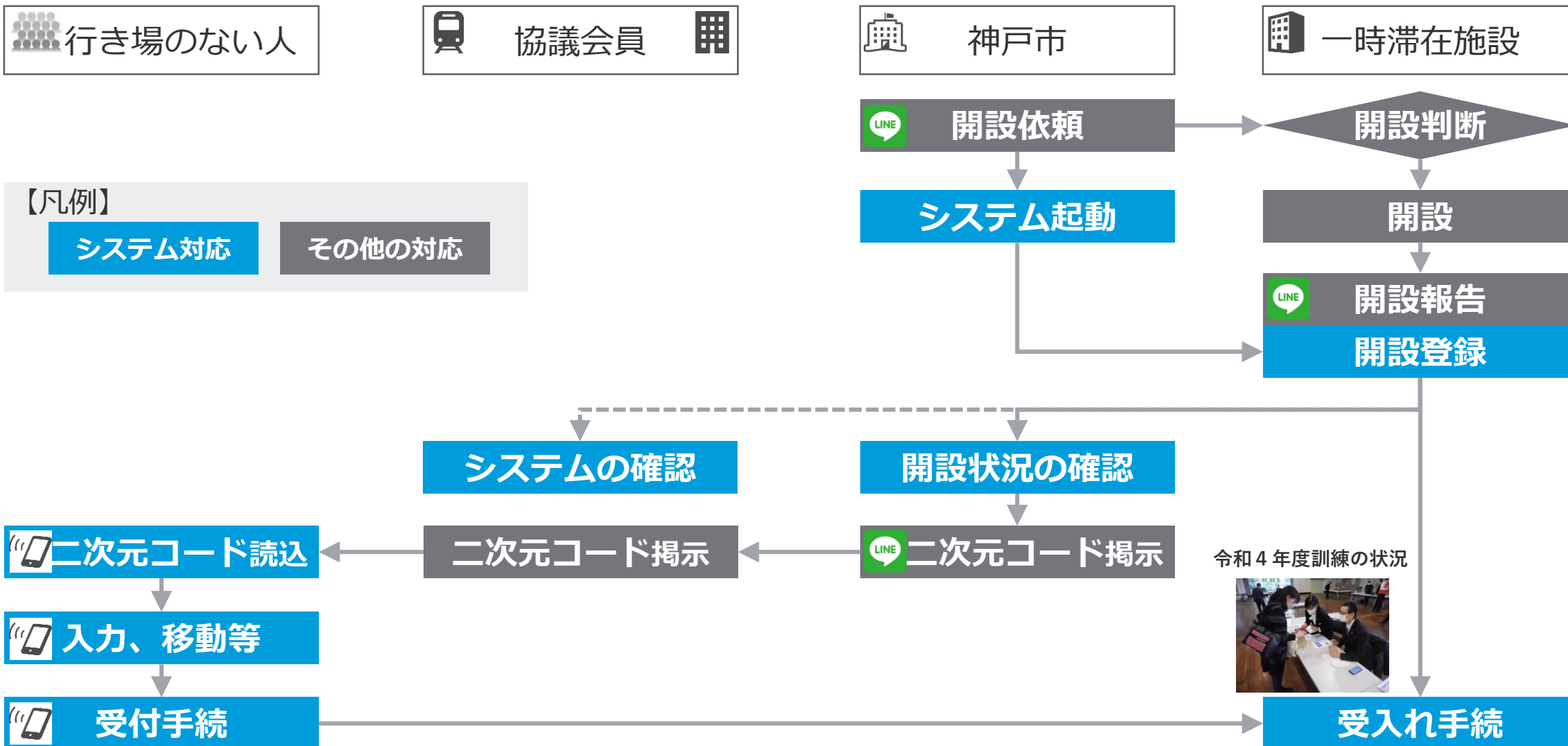
- 市からの依頼や情報共有
- 施設の被害状況、周辺の混雑状況、一時滞在施設の開設状況 など

■ 関係者

- 神戸市
- 一時滞在施設協力事業者
- 協議会員
- 民間警備会社



帰宅困難者支援システムによる誘導體制



【参考】帰宅困難者誘導のシステム化について

帰宅困難者支援システム

災害発生！電車がSTOP
スマホで一時滞在施設へ



事前登録不要
どこでも誰でもログイン
インバウンド対応として
多言語切替機能を搭載
施設の入退所手続きも
スマホで簡単操作

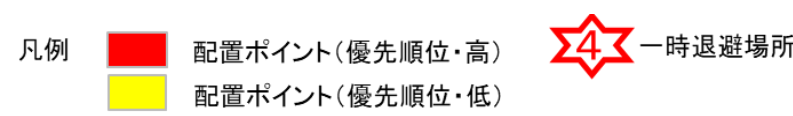


二次元コードを読み取り、WEB上で上記属性に応じた一時滞在施設へ案内

民間警備会社による誘導体制

■ 人員配置の全体イメージ

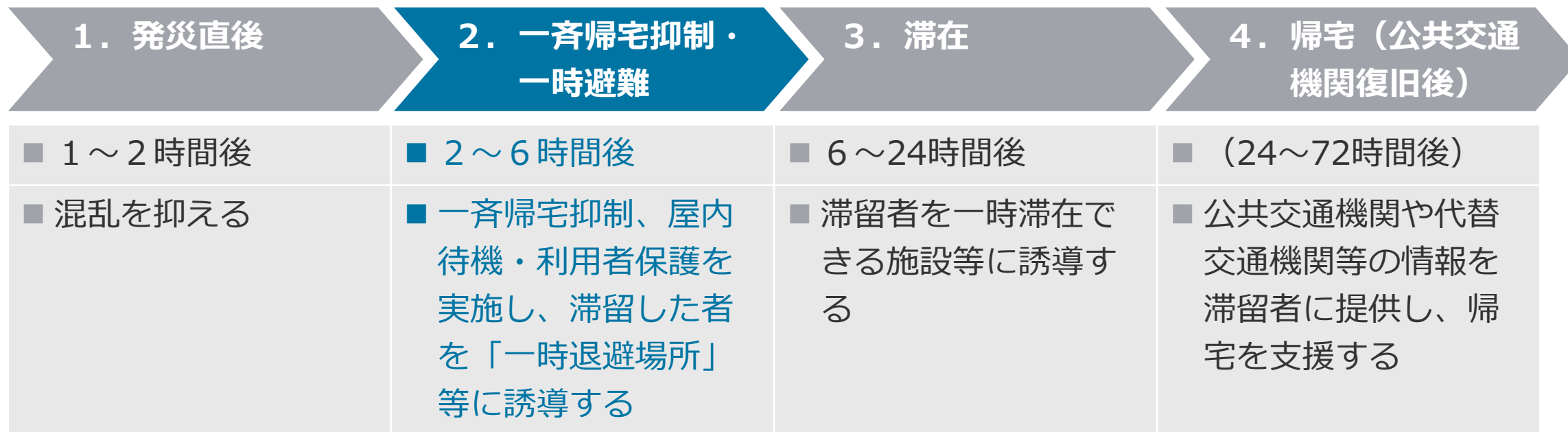
- 配置の優先順位
 - 配置人員数の確保が困難な状況を考慮し、配置人員数は確定せず、配置の優先順位を定める。
 - 神戸市、警察と連携をとり配置場所を変更
- 課題
 - 発災から2時間以内に警備員を多数招集して配置することは極めて困難
 - 配置ポスト数の削減、段階的な警備員の配置について検討が必要



帰宅困難者の誘導に係るタイムライン

■ 対象

- 帰宅困難者対策計画の4つの局面のうち「2. 一斉帰宅抑制・一時避難」



帰宅困難者の誘導に係るタイムライン

■ 時系列行動計画（「2. 一斉帰宅抑制・一時避難」の詳細）

- ①神戸市
- ②一時滞在施設協力事業者
- ③協議会員
- ④民間警備会社

	神戸市	一時滞在施設協力事業者	協議会員	民間警備会社
本部設置 フェーズ1	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置 ○民間警備会社へ運用開始依頼 ○現地情報及び災害情報等の情報収集・共有 ○一時退避場所の決定及び、関係機関に情報共有 ○一時滞在施設の開設依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害状況確認 ○一斉帰宅の抑制 ○帰宅困難者の受入可否の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制 ○駅周辺の混雑状況の情報共有 ○交通機関運行状況の情報共有及び、立ち入り禁止エリアの設定（交通事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸市から連絡受けセキュリティ本部を設置 ○警備資機材の準備 ○協力会社へ要請 ○一次配置要員の準備
現地確認 フェーズ2	<ul style="list-style-type: none"> ○民間警備会社へ情報提供 ○関係機関との連携 ○資機材配置確認 ○各一時滞在施設の開設可否と受入可能人数の取りまとめ及び情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設開設準備 ○一時滞在施設の開設完了連絡及び、受入可能人数の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や利用客への情報提供（大型ビジョン、館内放送等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○誘導員を配置 ○直轄警備隊にて警備資機材の配置 ○協力会社との連携
一次配置 フェーズ3	<ul style="list-style-type: none"> ○民間警備会社との連携 ○一時退避場所開設 ○三宮中央通り地下通路において一時滞在施設の開設 			
配置完了 フェーズ4	<ul style="list-style-type: none"> ○民間警備会社との連携 ○一時退避場所の運営 ○帰宅困難者の案内状況を情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れ ○一時滞在施設の運営 ○現状の受入人数の情報共有 ○受入可能人数変更の連絡（必要に応じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設の運営支援（可能な範囲で） 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力会社へ配置指示

(4) 「駅とその周辺地域」から「一時退避場所」 への誘導

(4) 「駅とその周辺地域」から「一時退避場所」への誘導 警備員の配置イメージ

資料 2

■ 三宮駅周辺から一時退避場所への誘導経路沿いに配置

【例】三宮（JR三ノ宮駅南西）交差点

配置予定場所



← 駅に向かう歩行者

→ 一時退避場所に向かう歩行者

※西及び南方面に対して、駅周辺に向かわないように広報するとともに一時退避場所への移動を案内する。

(4) 「駅とその周辺地域」から「一時退避場所」への誘導 看板の設置イメージ

資料 2

■ 三宮駅周辺から一時退避場所への誘導経路沿いに設置

【例 1】フラワーロード



【例 2】葺合54号線西側歩道



(5) 「一時退避場所」から「一時滞在施設」 への誘導

「一時退避場所」から「一時滞在施設」への誘導

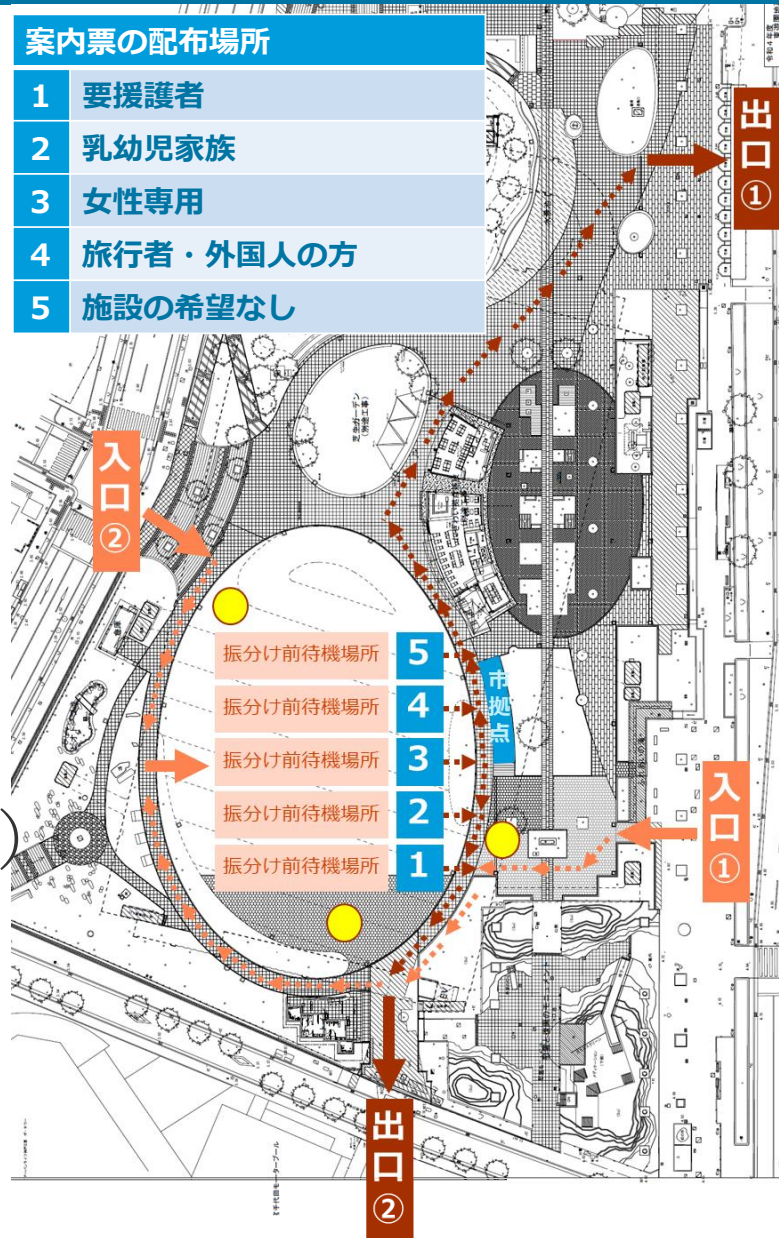
■ 東遊園地

● 右図

■ みなとのもり公園

■ サンポチカ

(三宮中央通り地下通路)



【備考】

東遊園地の一時退避場所としての利用計画（出入口、誘導員の配置）は、神戸市・株式会社NTTドコモ・理化学研究所の協働で、帰宅困難者を安全に誘導・退避させる事を主な目的とした各種シミュレーションを行い、その結果も踏まえ検討した。

【参考】神戸市、「都市計画や防災計画に資する、「富岳」を活用したデジタルツインシミュレーション」の社会実装に向けた取り組み」. 2024-01-17, <https://www.city.kobe.lg.jp/a93584/548011173815.html>, (参照：2024-02-19).

(6) 資機材

■ 帰宅困難者への情報提供で使用する資機材

- 一時退避場所への誘導経路周辺の協議会員及び一時滞在施設協力事業者
 - ➔ 可能な範囲で、平常時に神戸市で用意する資機材を預かり、保管の上、災害時に設置
- 神戸市
 - ➔ 協議会員及び一時滞在施設協力事業者から、あらかじめ協力を得ておく

【例1】 デジタルサイネージ



神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会

【例2】 看板設置

